

松江市告示第 243 号

松江市女性活動支援事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 254 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
<p>松江市女性<b>活躍のための活動支援事業費</b>補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市女性<b>活躍のため</b><u>の活動支援事業費</u>補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、<b>補助対象経費</b>_____、_____交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>松江市女性_____活動支援<b>事業</b>_____補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市女性_____活動支援<b>事業</b>_____補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、<b>補助金の交付対象経費、補助金の</b>交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
補助金の名称	松江市女性 <b>活躍のための活動支援事業費</b> 補助金	補助金の名称	松江市女性_____活動支援 <b>事業</b> _____補助金

補助金交付の目的	農山漁村地域の活性化に関する施策に意欲的に取り組む女性グループの活動に必要な費用の一部を補助することにより、農業における女性の担い手確保及び育成_____を図ることを目的とする。	補助金交付の目的	農山漁村地域の活性化に関する施策に意欲的に取り組む女性グループの活動に必要な費用の一部を補助することにより、農業における女性の担い手確保及び育成 <u>並びに農山漁村地域と都市との交流促進</u> を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	<u>女性を中心に結成されたグループが取り組む農林水産物の加工開発、消費拡大イベントの開催、食育の推進活動等</u>	補助金の交付対象である事務又は事業の内容	<u>農山漁村地域の活性化に関する視察研修会、講演会、研究会等への参加及び関係他団体との交流会等の実施</u> _____
補助対象経費	補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。 _____ (1) <u>報償費(講師、出演者等への謝金等)</u> (2) <u>原材料費(苗代、資材費、食材料費等)</u> (3) <u>消耗品費(文房具等の消耗品費、コピー代等)</u> (4) <u>印刷製本費(ポスター、チラシ、資料等の印刷費)</u> (5) <u>使用料及び賃借料(会場等使用料、機器類の賃借料)</u> (6) <u>役務費(通信・運搬費、謝金等の振込手数料)</u> (7) <u>委託料(専門的知識、技術等を要する業務についての委託料)</u> (8) <u>旅費(講師、出演者等への</u>	補助金の交付対象経費	<u>交通費、報償費、使用料、委託費、需用費その他補助金交付対象事業に要する経費</u>

	<p><u>交通費)</u></p> <p><u>(9) 食糧費(参加者への飲み物代等)</u></p> <p><u>(10) その他市長が必要と認める経費</u></p>		
<p>交付の率 又は金額</p>	<p><u>補助対象経費</u>の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、<u>20万円を上限とする。ただし、同一事業者への補助金の交付は、1年度内に1回限りとする。</u></p>	<p><u>補助金の</u> <u>交付対象経費</u>の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、<u>1事業当たり20万円を上限とする。</u></p>	
<p>終期</p>	<p><u>令和5年3月31日</u></p>	<p>終期</p>	<p><u>令和4年3月31日</u></p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する<u>グループ(規約、会則等により代表者の定めがあるものに限る。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>3名以上で組織され、構成員の過半数が女性であること。</u></p> <p>(2) <u>代表者が女性であること。</u></p> <p>(3) <u>この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。</u></p>	<p>補助事業者の範囲</p> <p>次の各号のいずれにも該当する<u>女性農業者</u>グループ<u>とする。</u></p> <p>(1) <u>3名以上で組織されている</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>同様の趣旨の他の補助金</u> <u>の交付を受けていないこと。</u></p>	
<p><u>(実績報告)</u></p> <p><u>第3条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書等補助対象経費の支払状況が確認できるものとする。</u></p> <p><u>第4条 略</u></p>		<p><u>第3条 略</u></p>	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。